

## 令和8年度 父母負担軽減事業補助金の対象となる世帯の目安年収（日本国籍の生徒）

### 両親のうち一方が働いている場合

	基準①	基準②	就学支援金のみ
	65万7,200円の支給 （1年生のみ88万200円）	45万7,200円の支給 （1年生のみ55万7,200円）	45万7,200円の支給
	（内訳） ・就学支援金：45万7,200円 ・父母負担（施設費）：20万円 ・父母負担（入学金）：22万3,000円	（内訳） ・就学支援金：45万7,200円 ・父母負担（入学金）：10万円	（内訳） ・就学支援金：45万7,200円
子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約500万円	～約609万円	～所得制限なし
子2人（高校生・中学生以下） <b>※モデル世帯</b> 扶養控除対象者が1人の場合	～約500万円	～約609万円	
子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約550万円	～約660万円	
子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約570万円	～約670万円	
子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約570万円	～約670万円	

### 両親共働きの場合

	基準①	基準②	就学支援金のみ
	65万7,200円の支給 （1年生のみ88万200円）	45万7,200円の支給 （1年生のみ55万7,200円）	45万7,200円の支給
子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約550万円	～約690万円	～所得制限なし
子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約550万円	～約690万円	
子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約610万円	～約740万円	
子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約640万円	～約770万円	
子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約640万円	～約770万円	

### 自営業の場合（※表内の金額は確定申告書における「所得金額」の目安です。）

	基準①	基準②	就学支援金のみ
	65万7,200円の支給 （1年生のみ88万200円）	45万7,200円の支給 （1年生のみ55万7,200円）	45万7,200円の支給
子1人（高校生） 扶養控除対象者が1人の場合	～約340万円	～約420万円	～所得制限なし
子2人（高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人の場合	～約340万円	～約420万円	
子2人（高校生・高校生） 扶養控除対象者が2人の場合	～約380万円	～約460万円	
子2人（大学生・高校生） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約400万円	～約470万円	
子3人（大学生・高校生・中学生以下） 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約400万円	～約470万円	

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とします。

※給与所得（自営業の場合は事業所得）以外の収入はないものとします。

※世帯年収の場合は収入の10%、所得金額の場合は所得金額の10%を社会保険料等として納めている場合で計算しています。

※【両親片働きの場合】【自営業の場合】年収の目安について、両親のうち、非生計維持者は、配偶者控除対象となっている場合を指します。

※【両親共働きの場合】両親の収入は同額とします。